

(4) 指導上の留意点

ア なぜ差別が残されたのか（「解放令」の意義と問題点）

「解放令」は、被差別身分の制度上の解放と、その後の解放運動において大きな意味をもつものとなった。しかし、被差別部落の人々の仕事の保障、民衆の差別意識の払拭、差別に対する救済措置、差別解消のための教育については、政府は何ら改善策を行わなかった。逆に、保障されていた皮革業などを大企業に奪われたり、税の徴収が厳しくなったりしたことにより経済的に苦しくなっていた。これらのことが、明治時代以降の近代化の過程で、実態的差別を形成していくことにつながり、部落差別が残存した要因の一つになったことを理解させたい。

イ 松浪彦四郎の生き方

松浪は新聞記者として水平社運動の意義を広く県民に訴えるだけでなく、愛媛県水平社を設立するなど県の水平社運動をリードした。このような松浪の思いや生き方から、現代に生きる自分にできることについて考えさせたい。その際、生徒の自主性を尊重し、押しつけにならないよう留意した上で、指導者自身が松浪の思いや生き方から何を感じ、どう学んだのかを、自らの言葉で語り伝えることが大切であると考え。

ウ 賤称語の取扱い

賤称語の取扱いについては、愛媛県教育委員会人権教育課が発行している指導者研修資料を参考にするとよい。

また、賤称語を扱った授業によって、新たな差別を生むことのないように留意するとともに、授業展開を工夫することが必要である。

〈参考資料〉

愛媛県高等学校教育研究会人権・同和教育部会会報第 43 号

愛媛県教育委員会人権教育課 人権・同和教育資料

「同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて指導者研修資料」

(平成 25 年 3 月)

<http://ehime-c.esnet.ed.jp/jinken/24siryou1.html>

2 授業実践の取組 2

(1) 主題

人権獲得の歴史～いわさき いさぶろう岩崎伊三郎とあんどうせいがく安藤正楽の生き方から学ぶ～

(2) 単元目標

分教場の開設や廃止における、教育に関する差別と闘った郷土の先人の生き方から、自分たちの生き方在り方を見直させるとともに、差別を解消するために必要なことを考えさせる。

(3) 授業の流れ

| 学 習 内 容 | 時間 (分) | 留 意 点 | 準備物等 |
|--|-----------|--|------|
| 1 岩崎伊三郎の生き方に学ぶ。 (1) 岩崎について事前に学んだことを発表する。 (2) 岩崎が分教場を設置した思いについて考える。 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> 資料をもとに岩崎について調べさせ、時代背景を把握させる。 学校に通うことのできない子どもたちに自ら教師となり勉強を教えた岩崎の思いを感じ取らせる。 | 資料 |
| 2 安藤正楽の生き方に学ぶ。 (1) 安藤が議会で分教場を廃止しようと訴えた思いについて考える。 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> 安藤の生きた時代背景を確認させる。 安藤の行動が「人間尊重」と「平等」の精神に基づくものであることに気付かせる。 | 資料 |
| 3 岩崎や安藤の生き方に学び、差別をなくすため、自分たちにできることを考える。 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> それぞれが生きた時代背景を確認させたうえで、分教場を設置した岩崎と廃止を訴えた安藤が、実は同じ思いであったことに気付かせる。 二人の思いを受け、自分たちにできることを考えさせる。 | |

(4) 指導上の留意点

ア 時代背景について

岩崎の生きた時代は、被差別部落出身の子どもたちが学校に通える状況でなかった。そこで、その子たちの学力保障のために、自ら教師となり、分教場を開設した。安藤の生きた時代は、被差別部落出身ではない子どもたちが普通の学校へ通い、被差別部落出身の子どもたちはそこへ通えずに分教場で学んでいた。安藤は、同じ環境のなかで子どもたちが学習できていない状況に胸を痛め、子どもたちが同じ学校で学べるように、議会で分教場の廃止を訴えた。二人の生きた時代の状況は少し違っていることから、安易に結び付けることは適切ではないと考えられるので、それぞれの時代背景を生徒に把握させたい。先人たちの思いを考えさせたい。

イ 賤称語の取扱い（資料 P18 を参照）

ウ 学習のねらいについて

暁雨館^{ぎょうう かん}での聞き取り学習や日露戦争記念碑などのフィールドワークを通して生徒に、より身近な人権課題として捉えさせたい。フィールドワークなどから得られた内容を中心に学習すると、平和学習が主になり、ねらいがずれてしまうおそれがある。ここでは、同和教育の教材として、教育に関する差別と闘う先人の姿から考えさせたい。

〈参考資料〉

岩崎伊三郎の資料

愛媛県教育委員会人権教育課 人権・同和教育資料
「同和問題学習資料集」（平成 24 年 3 月）

<http://ehime-c.esnet.ed.jp/jinken/H23siryu.html>

安藤正楽の資料

愛媛県高等学校教育研究会人権・同和教育部会会報第 38 号

フィールドワーク（聞き取り学習）先

暁雨館（四国中央市土居町）

八坂神社にある日露戦争記念碑（四国中央市土居町）

3 授業実践の取組3

(1) 主題

人権獲得の歴史～大洲の地域資料から「水平社宣言」を考える～

(2) 単元目標

水平社運動の意義を理解させ、「全国水平社創立宣言」に込められた人々の思いを学んだうえで、県議会において差別解消を訴えた長浜町出身の人物を紹介し、差別解消に向けた先人の思いを理解させ、改めて「水平社宣言」に込められた思いについて考えさせる。

(3) 授業の流れ

| 学 習 内 容 | 時間 (分) | 留 意 点 | 準備物等 |
|---|-----------|---|--------|
| 1 「全国水平社創立宣言」について学ぶ。 (1) 「綱領」と「宣言」を朗読する。 (2) 「綱領」と「宣言」から見出せることを考える。 | 15 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 気持ちを込めて朗読させる。 ・ その文面から、込められた思いを考えさせる。 | 『人間の輪』 |
| 2 <small>にしむらひょうたろう</small> 西村兵太郎が県議会で発言した3つの要求について考える。 | 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 西村がどのような思いで、要求を発言したのかについて考えさせる。 ・ 部落差別の解消に取り組む指導者のあるべき姿を説いたことを確認させる。 | 資料 |
| 3 全国水平社創立宣言の精神をどのように実現するか考える。 | 20 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「差別からの解放」について考え、水平社の精神を自分の身近な生活に生かすことができないかについて考えさせる。 | |

(4) 指導上の留意点

ア 時代背景について

西村は、「同和対策審議会答申」が出される 45 年も前に、差別解消への道筋を示している。その先進性に気付かせるとともに、彼の豊かな人権感覚に触れることによって、生徒の人権感覚を磨かせたい。

イ 3つの要求

ここでは、次の3点について押さえさせたい。

- 第一点は、行政の指導者が、被差別部落内に入り、ひざを交えて話をし、地域の事情や人々の要求を知ることが大切であること。
- 第二点は、被差別部落と部落外の住民との結婚を奨励する方法を考えること。
- 第三点は、公務員や企業等への採用を積極的に働きかけ、就労の保障に努めること。

ウ 西村兵太郎の生き方

彼は県議会議員であるとともに、町長も兼務しており、役場にいるよりも町内の現場にいることが多かった。「銭湯は社会大学じゃ」と言って町民と身近に接することに努めていたそうである。常に優れた人権感覚と豊かな思いやりの心をもっていたと言われている。

また、第一次世界大戦後の人権尊重の世界的風潮のなかで、彼は国内における部落差別を不合理なこととしてとらえる人権感覚をもち、部落差別の解消が行政の責務であることの認識していたことについても触れさせたい。

エ 愛媛県水平社喜多郡支部の設立

1929(昭和4)年7月7日、愛媛県水平社喜多郡支部が設立された。当日は近隣の市町から 600 名に及ぶ人々が発会式に参加したと当時の新聞に記されている。また、8月9日には、同じ喜多郡内に愛媛県水平社の二つ目の支部が設立されている。設立時期は遅かったものの、二つの支部が同時期に活動を始めたということは評価に値すると言われていることにも触れさせたい。

オ 賤称語の取扱い (資料 P18 を参照)

〈参考資料〉

愛媛県教育委員会人権教育課 人権・同和教育資料

「同和問題学習資料集」(平成24年3月)

<http://ehime-c.esnet.ed.jp/jinken/H23siryou.html>

「えひめ人権の道しるべ(改訂版)」(平成27年3月)

<http://ehime-c.esnet.ed.jp/jinken/michishirube.html>

社会教育における実践事例

1 人権・同和教育指導者養成講座（愛南町）

(1) 取組概要

町村合併後、行政区(自治会)が大小170程度に激増し、町の人権・同和教育の推進体制が構築できず、他市町で「お茶の間懇談会」と呼ばれるような小集落単位で実施する「地区別人権・同和教育懇談会」が事実上実施困難な状況になっていった。

平成24年度に「人権・同和教育指導者養成講座」を開設するまでは、「人権・同和教育基礎講座」として年間5回から7回程度の講座を開催し、学校・役場内各課には文書にて、町民には広報やホームページを利用して参加者を募集していた。参加者は学校の教職員が多く、続いて保育士、公民館職員、一般希望者、役場職員の順で総勢100名程度の応募があった。しかし、1講座の平均参加者数は50名程度で、中には応募したにも関わらず一度も参加しない人もいた。教職員の参加は多かったものの、役場内では各所属長に職員の参加を依頼してもほとんど増えず、「人ごと」「無関心」の状態が続いていた。また、講師の方は一人で年間の全講座を担当していた。この状況を改善するために「人権・同和教育指導者養成講座」を開設した。

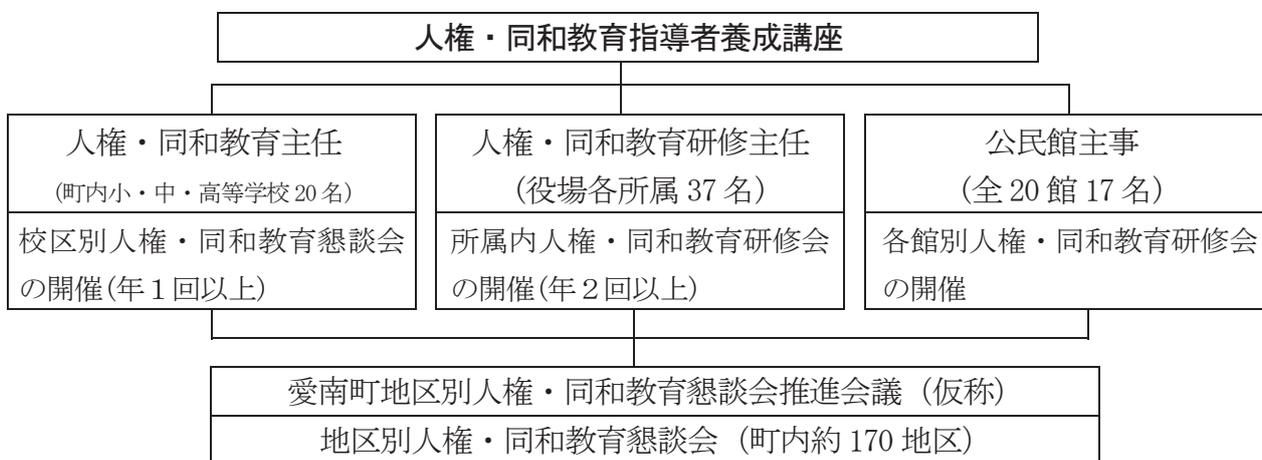
(2) ねらい

全ての町職員・教職員の人権感覚を豊かにするため、一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、それぞれの職務において人権の視点に立った対応ができるよう、職員の資質及び人権意識の向上を目指す指導者を養成することを目的とした。



【受講の様子】

(3) 推進体制



(4) 取組内容

本講座を実施するにあたり、役場の各所属から1名ずつ「人権・同和教育研修主任」を選出した。主任は本講座に参加するとともに、各所属内で年2回以上の人権・同和教育研修会を実施することとした。

講座の開催前には、研修意欲の高揚を図るため、人権・同和教育研修主任を対象に研修会をもち、「同和問題解決は行政の責務」であることを「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「同和対策審議会答申」等で再確認した。

また、本講座の対象者は、町内の小・中・高等学校の人権・同和教育主任(20名)と町職員の人権・同和教育研修主任(37名)、公民館主事(17名)、その他参加希望者で、7月から11月まで毎月1回、午後7時から午後8時30分までの時間帯で開催することとした。

(5) 研修一覧

| 年度 | テ ー マ | 内 容 等 |
|--------------|--------------------|-----------------------|
| 24 年 度 | 今日の部落差別を考える(1) | 差別を支える意識の変化を通して |
| | 今日の部落差別を考える(2) | ある結婚差別を通して |
| | 今日の部落差別を考える(3) | 若者の意識を通して |
| | 問題解決に向けて(1) | 結婚差別の現状を通して |
| | 問題解決に向けて(2) | 私たちに出来ること、しなければならないこと |
| 25 年 度 | 障がい特性とコミュニケーションスキル | 相手を尊重し、聴き上手になろう |
| | 認知症サポーターについて | あせらず、あわてず、あきらめず、あかるく |
| | 子どもの人権について | 子どもの発達特性をしっかりと見つめ知る |
| | 女性の人権について | 男の役割、女の役割と決めつけるのはなぜ? |
| | ハンセン病元患者に対する差別 | 無知、無関心が差別を存続させる |
| 26 年 度 | 自尊感情を学ぶ | 人間を深く知ること、そしてともに生きること |
| | 差別と排除意識 | 人はなぜ部落を避けようとするのか |
| | 花咲く日を待ちつつ | 「こたつ懇談会」を通して |
| | 小グループ研修会のススメ | 場面別行動の具体例を通して |
| | 『千の風になって』によせて | 人格の形成は子育てから |
| 27 年 度 | 歌は世につれ世は歌につれ | 『手紙』と『耳をすまして』新旧歌の違い |
| | 人権問題としての性的マイノリティ | 同性愛・性別違和について |
| | 震災と人権～避難者からの願い～ | 風評被害による苦しみ等 |
| | 小グループ研修会のススメ | 自分の気持ちが出発点 |
| | 特別支援教育の新しい時代 | 障害者差別解消法における合理的配慮 |

講座を開設してからの4年間では、同和問題に主眼を置き、その他の重要課題も織り交ぜながら開催してきた。

毎回50名から60名程度の参加者があった。平成27年度には、参加対象者約80名のうち約40名が全講座に参加し、講座の最終回にはパーフェクト賞として称揚した。

また、仕事の都合等で参加できない人のために、毎回の研修の模様をビデオカメラで撮影してDVDを作成し、いつでも見られるように貸し出しをしている。

(6) 取組による効果

役場の各所属から提出された研修実施報告書に、人権・同和教育研修主任がファシリテーターを務めた内容が見られるようになった。その他の報告書においても、ただ単にDVDを視聴し、意見や感想を聞くだけの研修会ではなく、人権・同和教育研修主任が各自で工夫した内容が見られるようになった。

また、人権・同和教育の全国・四国・県・南予地区等の各研究大会に進んで参加する者も増え、人権・同和教育研修主任の意識の変容が見られた。

(7) 留意点

- 著名な講師はすでに何回も講演していただいていることも多い。計画的に新たな講師の発掘や町内講師の育成に取り組む必要がある。
- 講座のマンネリ化を防ぐため、地理的条件を考慮しつつ、他地域の講師や町内の人権擁護委員に依頼するなど講師の選定等を工夫する。
- 講座内容については、同和問題を主にしながら他の人権に関する問題も組み合わせることで内容の多様化を図る必要がある。
- 参加者一人ひとりが差別を許さない主体者となり、より自発的に学習に取り組めるような講座の実施手立てを考えるとよい。
- 講座の参加者が受講を機に、「地区別人権・同和教育懇談会」の指導者の一員として成長できるよう受講の意義等の理解を図っておく。
- 主任を固定化することは難しいため、高まった意識と積み重ねた知識を何らかの形で次の主任に引き継ぐことができるようにする。



【小グループでの研修】

2 地域ふれあい学習会（上島町）

(1) 取組概要

平成 24 年に実施した社会教育実態調査の結果から、若年層では学校教育の成果が確認できたが、中高年層では身元調査について約 3 割、同和問題における自然解消論について約 7 割の住民が賛成の意思を示すなど、社会教育における人権・同和教育の推進上における課題が浮き彫りとなった。

平成 26 年度から 3 年間、人権教育総合推進地域の指定を受け、「人権文化を根付かせることで、互いの人権が尊重される社会、町民一人ひとりにとって住みやすい町の創造を推進する」という調査研究テーマを設定し取組を行った。

その取組の核となるのが、「地域ふれあい学習会」である。“人権問題について無関心であったり、間違った認識をもっていたりする住民”を人権についての学習会に巻き込んでいくため、学校教育との連携を図りながら住民の学習機会を充実させることにした。

(2) ねらい

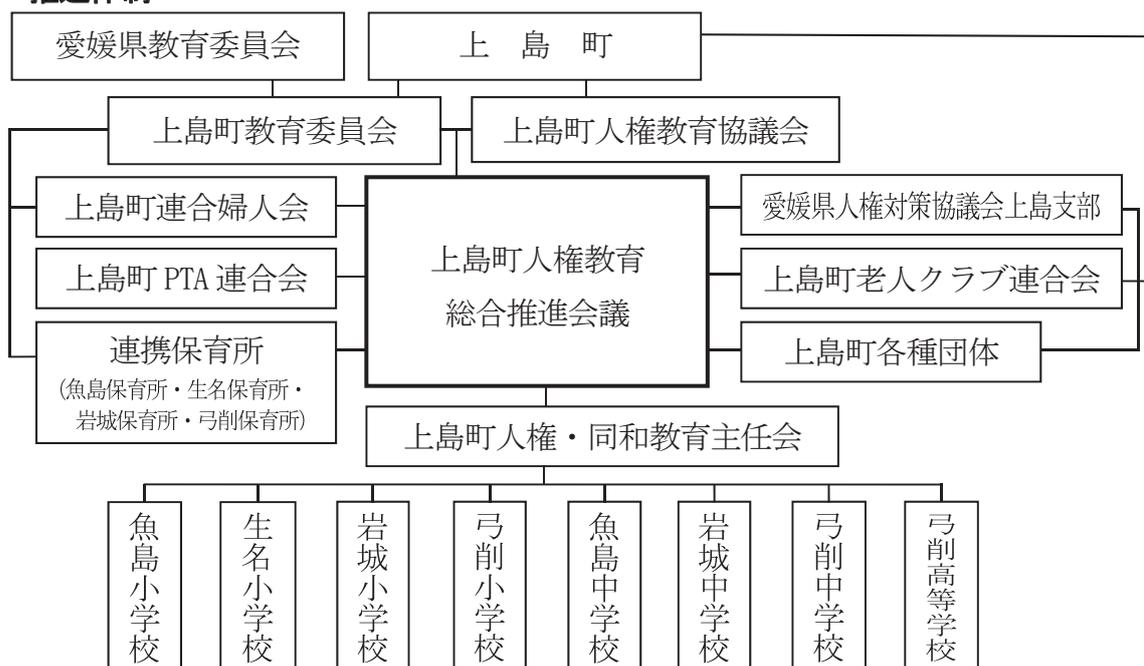
ア 事業目的

幅広い年代での小集団学習を行うことで、地域の人権課題に気付き、よりよい町づくりについて積極的に参画しようとする意識を高める。

イ 基本理念

子どもを中心に据え、学校、家庭（保護者）、地域（一般住民・各種団体・行政等）が一体となって、地域の人権課題について学び合う会とする。そのことにより、保護者や地域住民の参加が得られるだけでなく、学習会での子どもたちの言葉や姿勢を通じて、地域の大人たちに、人権のこと、地域のことを考えるきっかけができるを考える。また、学校教育で子どもたちが学習しているテーマを大人も一緒に学ぶことで、学校教育と社会教育が連携し、地域が一体となった人権・同和教育の推進ができる考える。

(3) 推進体制



(4) 開催状況

平成27年度に岩城中学校で、165名の参加者を得て地域ふれあい学習会を先行実施した。その成果と課題を踏まえて、平成28年度は上島町の4島で計10回開催し、延べ約800名の参加者があった。下表は、各会場での学習会テーマと内容、参加人数である。

| 地区 | 協力所・校 | テーマ | 内容・方法等 | 参加人数 |
|----|-------|--|---------------------------------|------|
| 弓削 | 弓削保 | 親子のふれあい ～読み聞かせを楽しむ～ | 紙芝居の読み聞かせや親子のふれあい、人権擁護委員による講話 | 80 |
| | 弓削小 | 差別をなくすために私ができること、みんなのできること | いろいろな人権問題に関する講話 | 70 |
| | 弓削中 | いじめ0(ゼロ)をめざして | 中学生と大人がグループに分かれての学習 | 180 |
| | 弓削高 | いじめ0(ゼロ)をめざして | 高校生からの報告を基に、高校生、保護者、地域住民がグループ学習 | 80 |
| 岩城 | 岩城保 | 私の子育て 地域での子育て | 診療所医師の子育てについての講話 | 50 |
| | 岩城小 | みんなが生き生きと暮らすために | 地区ごとに分かれて懇談 | 70 |
| | 岩城中 | みんなで考えよう！人権(部落差別について) | 中学生の発表(ハンセン病問題・部落差別)を基にグループ学習 | 130 |
| 生名 | 生名保 | 親子のつながり 地域のつながり | 人権教育協議会役員からの子育て・人権についての講話 | 20 |
| | 生名小 | みんなにやさしい生名島をめざして ～障がい者も高齢者も住みよいまちづくり～ | 小学生の発表を基に保護者、地域住民がグループ学習 | 80 |
| 魚島 | 魚島小中 | よりよい島づくり・人づくり | 中学生の発表を基に、児童・生徒、保護者、地域住民がグループ学習 | 40 |

(5) 実践事例

ア ～いじめ0(ゼロ)をめざして～

【ねらい】 いじめゼロ、差別ゼロの地域をつくるための方法・方策を、年代や立場、見解を超えて共有する。

1 学習テーマ提案 (10分)

- ① いじめの現状を知る。
- ② いじめや差別解消の方策について説明を聞く。



- ファシリテーターが提案する。
 - ・ 新聞資料等を提示していじめの現状と、その悲惨さを伝える。
 - ・ 差別解消の方策について説明する。
- ※ ファシリテーターとは、テーマや議題に沿って発言内容を整理し、発言が偏らないように進行をする役割。

【説明内容】 差別の歴史を紐解くと、これまでの差別は人間の「つながり」をことごとく寸断してきた。現代における地域の間人関係の希薄化の進行も、差別の強化と無関係ではない。人と人のつながりを断ち切るのが「差別」であるならば、私たちにできる唯一の解決の道は、「手をつなぐこと」である。つながりがあるところには人間らしいあたたかい社会が形成されるのである。

2 グループ討議 (30分)



テーマ「いじめや差別をなくすために、“つながり”をどうつくっていくか」

- 学校や地域で「人と人のつながりをどうつくっていくか」を模索しながら、偏見や差別意識を乗り越えていく人づくり、地域づくりを目指した話し合いを行う。
- ※ グループごとに模造紙を配布し、付箋紙を活用して一人ひとりのつぶやきを大切に拾っていく。

| | |
|-------------------|---|
| 3 話し合い結果の共有 (25分) | ○ ファシリテーターが進行する。 ・ 各グループの進行係が1分以内で発表する。 ※ グループ討議中に、各グループの意見を係が情報収集し、プレゼンテーションに集約しておく。それを提示しながら全体で話し合い結果を共有する。 |
| 4 まとめ (10分) | ○ 各グループの報告内容を受けて、ファシリテーターがテーマに沿ったまとめをする。 |

冒頭に、ファシリテーターから、「差別する者といかに闘うか」というような対立、分断を促すような討議は避け、学校や地域で「人と人のつながりをどうつくっていくか」を模索しながら、偏見や差別意識を乗り越えていく人づくり、地域づくりを目指そうという問題提起があった。それをもとに、中学生のグループと大人のグループに分かれて、KJ法でのワークショップを行い、「地域のつながりをどうつくるか」について考えた。

地域のつながりをつくるために、挨拶や家庭での団らん、地域行事への参加、また一人ひとりのよいところを見つける、認め合うなどの意見が出ていた。全体会で各グループの発表を聞き合い、中学生からの意見、大人からの意見、それぞれに新しい気づきがあった。

| |
|--|
| <p>【参加者の感想】</p> <p>○ 全員主体の心地よい学習会だった。 ○ 行動に移すことが大事だと気付いた。</p> <p>○ いろんな人の話が聞けてよかった。何でも話し合える、このような会を進めてほしい。</p> |
|--|

イ ～みんなで考えよう！人権～（部落差別について）

【ねらい】 中学生のハンセン病問題の学習及びその他の人権問題学習から、あらゆる人権問題について考える。

| | |
|---|--|
| <p>1 中学生の発表 (20分)</p> <p>① ハンセン病問題から学んだこと</p> <p>② 部落差別について</p>  | <p>○ 中学生が、ハンセン病問題について学んだこと、現地研修の様子などを、全体に向けて発表する。</p> <p>○ 中学生が、部落差別について学んだことを5グループに分かれて発表する。（発表方法：プレゼン、壁新聞、紙芝居）</p> <p>※ 岩城中学校では、全校体制で同和問題に関する事前学習を行い、発表で用いられる言葉や内容の重みを全校生徒が学んだ上で、本学習会に臨んだ。</p> |
| <p>2 グループ学習 (30分)</p>  | <p>テーマ「差別や偏見のない、あたたかな住みよい町をつくるため、私たちに何ができるのか」</p> <p>○ 中学生の発表をもとに、感想を話し合う。</p> <p>○ 各グループの進行係が焦点を絞って話し合う。（焦点化する話題例）結婚差別、就職差別、身元調査、ケガレ意識、差別落書き、人権問題に臨む姿勢 等</p> <p>○ グループの話し合いを振り返る。</p> |
| 3 全体での共有 (30分) | ○ 各グループの進行係が1分以内で発表する。 |
| 4 まとめ・助言 (15分) | ○ 助言者がグループ学習の報告を受けてテーマに沿ったまとめを行い、人権・同和教育において大切にすべきことを助言する。 |

中学3年生が全体発表として、大島青松園現地研修の報告を行い、その後グループに分かれて同和問題についての学習内容を発表した。その発表から、今もなお残る部落差別（結婚差別や就職差別、身元調査、ケガレ意識、差別落書きという問題）についてグループごとに話し合った。

グループ学習では、「今もなぜ結婚差別や就職差別が残っているのか分からない」「頭では理解しているが、実際そういうときになったらどう思うか分からない」といった意見もあった。それらに対して、「正しく理解し後世につなぐことが大切」「自分のこととして考え、思い込みや周りの意見に流されない心をもつ」などの意見が出されていた。自分の体験として語る参加者もあり、子どもたちにとっても心に響く会となった。

(6) 取組における効果

子どもの学習内容、学習する姿勢から、大人が真剣に向き合うことの大切さや正しく知ること、伝えることの大切さに気付くなど、新しい気付きの場として、大きな成果が得られた。また、子どもにとっては、大人が自分の住む地域のために真剣に話し合っている姿を見て、人やふるさとを思う気持ちを養うことができている。子どもにとっても大人にとっても有意義な取組となった。

また、無関心層、特に保護者や若い世代の住民に対して、いろいろな人権課題について知る機会、関心をもつきっかけを与えることができた。

(7) 留意点

- 学習を深めるために、年間を通して系統性のあるテーマの設定や発達段階及び学習状況に応じた学習方法を取り入れる。
- 新たに学習会を立ち上げる場合は、学校教育の取組と連携して行うことが効果的である。学校教育と連携した実施では、連絡・調整を綿密に行い、縦・横の連携を重視して取り組むようにするとよい。

参考資料

1 「自分の存在 －Aさんの話－」

僕には、墓場まで持っていくつもりだった秘密がある。小さい頃からその秘密のためにいつも苦しかった。

愛する家族や友達をだましているような罪悪感があった。なぜ自分は、生まれてきたのか。ひょっとして自分の頭はおかしいんじゃないか。

自覚したのは幼稚園の頃だった。仲のいい女の子と道ばたのおじぞうさんにお祈りごっこをして遊んでいたときに「なんてお祈りした？」と女の子に聞かれ、「大きくなったら男に変身できますように」と答えたときのことだ。僕はそれまで、大人の方は、仮面ライダーみたいに变身して、男になっているのだと思っていたのだ。女の子から「そんなの変だよ」といわれ、そのとき初めて、僕の「男になりたい」という思いは、「変だ」といわれるようなことなんだと知った。それから僕は、「男になりたい」という思いを心の奥底にとじこめたまま、誰にも話さなかった。

それから20年以上、僕はずっと黙って悩み続けてきた。そして、ずっと自己否定を繰り返してきた。自分はいったい何者なのか。自分は存在しているのか。望む自分として、男として生きるためには家族も友達も捨てて、誰も僕のことを知らない場所にいかないと生きられないと本気で思っていた。この秘密を他の人に知られるのが、とてつもなく怖かった。話せばきっとみんなは理解してくれる。そう思っても自分という存在を否定されるのが怖かった。

自分が何者なのかが分かるのにも、時間がかかった。18歳をすぎた頃、ようやく自分が何者なのかが少しずつ分かってきた。情報が入ってきたからだ。悩み続ける中、自分が何者なのかについての情報がほしくて僕は、ひたすら本を読んだ。そして、自分なりに結論を出した。

ある日、勇気をふりしぼって、僕は家族に告白した。友達に告白するまでには、かなりの時間がかかった。

(平成26年度丹原東中学校人権劇台本・改作) 一部抜粋

2 性的マイノリティQ&A (P.15) 正答

性的マイノリティについて知っていますか

A1 性を考えるときには、「体の性」「心の性」「好きになる性（性的指向）」「表現する性」という、合計「4つの視点」を考えなければいけません。体が男であるか女であるかの「体の性」、心が男であるか女であるかの「心の性」、好きになる性が異性であるか同性であるかの「好きになる性（性的指向）」、服装や言葉づかいなどで、自分をどのように表現するかの「表現する性」です。この4つの視点のそれぞれに、どちらか決められないケースが一つずつあると考えただけでも、性は8通りに分かれます。性といえば、男と女の2種類というわけではないのです。

A2 性的マイノリティと同じような意味で、「LGBT」という言葉が使われます。「LGBT」は、「多様な性」の頭文字を並べたものです。

「L」は、レズビアン（女性）の頭文字で、「心の性」と「性的指向」が女性の「同性愛者」を表します。つまり、女性で女性を好きな人です。「G」は、ゲイ（男性）の頭文字で、心の性と性的指向が男性の同性愛者を表します。つまり、男性で男性を好きになる人のことを言います。「B」はバイセクシュアルの頭文字で、性的指向が両性の人を表します。「好きになる性が両性」というふうに聞くと、「誰でも軽々しく好きになる人」と思われがちですが、それは誤解です。好きな人や付き合う人の性別が、異性の時もあれば同性の時もある、というだけで、そのときそのときの、「好き」とか「相手を大切にしたい」という感情に違いはありません。「T」は、トランスジェンダーの頭文字です。体の性と心の性が一致しない人、自分の体の性と心の性に違和感を覚える人を、「性別違和（トランスジェンダー）」といいます。「性同一性障がい」という言葉は、自分の性に違和感を持つ人のうち、専門の医師に診断された人にもみ使われます。

この他にも自分の性を探している「クエスチョニング」やホルモンや染色体の異常により、体の性が男女に決めにくい「性分化疾患」や恋愛感情がなく、異性、同性に関わらず、性的な欲求を抱かない「無性愛者」や恋愛感情があり得ても、性的な欲求を抱かない「非性愛者」など13人に1人が性的マイノリティと言われています。

A3 × WHOが、「同性愛者はいかなる意味でも治療の対象ではない」つまり、「病気ではない」と宣言しました。同性愛は、国際社会では、自分らしさ、自分自身の個性・特徴の一つとみなしています。

A4 × 心と体の性が男性で、男性を好きになる人をゲイといいます。女装をしたり、化粧をしたり、独特な言葉遣いをするタレントさんを見て、「ゲイってああいう人のことだよな」という人が多いです。そのことで、ごく普通の生活をしているゲイの人が困っています。学校に通ったり、会社に勤めたり、周りの人と変わらない生活をして

いるゲイの人もたくさんおられます。異性愛者の男性の中にも、女装をする人もいるので、服装とは関係ありません。

A5 × ベルギー、ポルトガルなど、23の国や地域で同性結婚が認められています。同性婚、および登録パートナーシップなど、同性カップルの権利を保障する制度を持つ国や地域は、世界中の約20%に及んでいますが、日本では、同性結婚は認められていません。しかし、東京都渋谷区などでは、「パートナーシップ登録」は、できるようになりました。「パートナーシップ登録」とは、結婚と同等の権利が与えられることです。

A6 ○ 「レズ」や「ホモ」、「オカマ」などは、同性愛者に対する侮辱、笑いの対象となる言葉なので注意する必要があります。正しくは同性愛者を「ホモセクシュアル」、女性の同性愛者を「レズビアン」、男性の同性愛者を「ゲイ」といいます。

A7 ○ 「体の性」が女性で、「心の性」が男性の人では、小学校入学までに約7割の人が違和感を感じているそうです。第二性徴が現れる10歳から12歳ごろに性的マイノリティのことを教えてほしい、という調査結果もあります。正しい知識を早くから知ることとはとても大切なことです。

A8 × 同性愛者は異性愛者になれません。異性愛者が努力によって同性愛者にならないのと同じことです。

A9 × 性的マイノリティの方が、自分が当事者であることを打ち明けることを「カミングアウト」といいます。中には「カミングアウト」したくない人もいます。「カミングアウト」するかしないかは、その人の自由なので、絶対に強制しないでください。カミングアウトは、性的マイノリティの人にとってとても勇気のいることです。考えに考え抜いて「この人なら信頼できる」「この人ならきっと受け止めてくれるはず」という人を選んで打ちあけます。だから、カミングアウトされた側も、しっかり相手の思いを受け止めてほしいです。ふざけたり、からかったり、「そんなの無理」などと、突き放さないでください。

3 高等学校参考資料

(1) 松浪彦四郎の資料

| 年 | 松浪彦四郎関係事項 | 愛媛県（東温市）関係事項 | 全国関係事項 |
|------------|--|---|---|
| 1869（明治2） | | | ・ 版籍奉還で百姓・町人・職人は平民となる。 |
| 1871（明治4） | | ・ 「解放令」、県内で伝達する。 | ・ 8月、「解放令」布告。 |
| 1895（明治28） | ・ 6月1日、温泉郡（現東温市）に生まれる。 | | ・ 4月、奈良県柏原の西光寺に西光万吉（清原一隆）が生まれる。 |
| 1907（明治40） | ・ 小学6年生（13歳）の時、教員から差別発言を受ける。 | | ・ 政府が被差別部落の実態調査を行う。 |
| 1918（大正7） | ・ 新聞記者であった24歳の時、友人が軍隊内での差別で自殺したことを知る。 | ・ 8月、県内で米騒動が起こり、被差別部落の人々も参加する。 | ・ 7月、米騒動起こる。 |
| 1922（大正11） | ・ 温泉郡に帰郷。 ・ 温泉郡の被差別部落民の神輿渡御参加問題に取り組む。 | | ・ 3月、全国水平社創立大会開催。 |
| 1923（大正12） | ・ この頃、愛媛新報記者となる。 ・ 4月18日、全国水平社支部（のちの愛媛県水平社本部）発会式に創立経過執行委員として参加する。 ・ 5月13日、松浪宅に愛媛県水平社本部を置く。 | ・ 4月18日、全国水平社支部（のちの愛媛県水平社本部）発会式が温泉郡（現東温市）で行われる。発会式において、水平社本部からの祝辞が披露される。 ・ 現在の西条市、松山市、伊予市に支部が設立される | ・ 3月、全国水平社第2回大会開催。 「全国少女水平社設立の件」「全国婦人水平社設立の件」が可決される。 |
| 1924（大正13） | ・ 1月、「愛媛新報」に「水平運動の真髓」を掲載し始める。 ・ 3月3日、全国水平社第3回大会に参加する。 ・ 9月20日、全四国水平社大会において大会座長を務める。 | ・ 現在の今治市、西条市、松山市に支部が設立される。 | |
| 1926（大正15） | | ・ 9月20日、全四国水平社大会を松山市寿座で開催する（西光万吉ら参加）。 ・ 第1回愛媛県水平社大会を今治市で開催する。 | |

〈参考資料〉

平成26年度「会報」第43号（愛媛県高等学校教育研究会人権・同和教育部会）

(2) 安藤正楽の資料

【安藤正楽 略年譜】

| 年 | 事項 |
|-------------|--|
| 1866（慶応2）年 | 宇摩郡土居町に生まれる。 |
| 1880（明治13）年 | 合田福太郎（のち衆議院議員）の私塾に入る。 |
| 1889（明治22）年 | 明治法律学校入学。国際法を学ぶ。 |
| 1892（明治25）年 | 卒業、京都の巖谷孫蔵のもとで歴史の研究を行う。 |
| 1894（明治27）年 | 日清戦争が勃発する。上京し、歴史の研究を行う。翌年弟の出征のために帰郷する。 |
| 1899（明治32）年 | 宇摩郡会議員に当選する。 |
| 1901（明治34）年 | 徴兵検査場に立ち会い、非戦の和歌を作る。 |
| 1903（明治36）年 | 県会議員に当選、初議会で教育における差別について追及する。 |
| 1906（明治39）年 | 戦死者の墓に「徴兵之一大背理戦争之一大惨毒」と書く。 |
| 1907（明治40）年 | 県会で軍用道路建設反対の演説。八坂神社の日露戦役記念碑に「忠君愛国の四字を滅すにあり」と書く。 |
| 1910（明治43）年 | 日露戦役記念碑の「忠君愛国の四字を滅すにあり」が不敬罪にあたるとして逮捕・拘留される。この碑文が抹消される。 |
| 1913（大正2）年 | 東京退去命令を受け帰郷する。 |
| 1920（大正9）年 | 銀婚式の記念に地元を上水道（春日井水道）を自費で建設する。 |
| 1953（昭和28）年 | 死去 |

〈参考資料〉

平成21年度「会報」第38号（愛媛県高等学校教育研究会人権・同和教育部会）



【碑文が削り取られた日露戦役記念碑(左)と復元された石碑(右)】

資料作成委員

| | | |
|---------------|--------|-------|
| 今治市立日高小学校 | 教 諭 | 松下 準市 |
| 松山市立湯山小学校 | 教 諭 | 木村 温伸 |
| 内子町立天神小学校 | 教 諭 | 小亀 賢二 |
| 西条市立丹原東中学校 | 教 諭 | 神野 雅彦 |
| 砥部町立砥部中学校 | 教 諭 | 近藤 陵二 |
| 伊方町立伊方中学校 | 教 諭 | 浅野 長武 |
| 愛媛県立松山南高等学校 | 教 諭 | 浅野 尚志 |
| 愛媛県立大洲高等学校 | 教 諭 | 繁桝 義一 |
| 愛媛県立八幡浜高等学校 | 教 諭 | 河中 辰仁 |
| 東予教育事務所社会教育課 | 社会教育主事 | 柳瀬 剛 |
| 伊予市教育委員会社会教育課 | 課長補佐 | 安田 敦 |
| 愛南町教育委員会生涯学習課 | 室長補佐 | 吉本 忠司 |

なお、人権教育課においては、次の者が本書の編集にあたった。

| | | | |
|-------|-------|------|-------|
| 課 長 | 小黒 裕二 | 主 幹 | 佐伯 康人 |
| 係 長 | 高岡 憲二 | 担当係長 | 青木 志郎 |
| 担当係長 | 河淵 陽子 | 指導主事 | 中江 雅人 |
| 指導主事 | 久保 宏樹 | 指導主事 | 深沼 輝彦 |
| 指導主事 | 堀 賢一 | 指導主事 | 手島 哲博 |
| 専 門 員 | 米子 路世 | | |

人権・同和教育資料

人権教育に関する指導方法の充実のための実践資料

発 行 平成 29 年 3 月

編集者 愛媛県教育委員会人権教育課

発行者 愛媛県教育委員会人権教育課

